

2013年6月20日

国土交通大臣 太田昭宏様

全日本建設運輸連帯労働組合  
中央執行委員長 長谷川武久

## 要 請 書

拝啓 貴職の日頃のご活躍に敬意を表します。

当組合は、建設、セメント・生コン、トラック労働者を主に組織する産業別労働組合です。

今年3月、貴職は、公共工事の設計労務単価を平均15パーセント（51職種の単純平均）引き上げることを決めました（旧単価で積算した物件で本年4月以降に請負契約を結ぶ場合は新労務単価で積算をやり直すなどの特例措置付き）。そして、4月には建設業4団体トップに対し技能労働者への適正水準の賃金支払いと社会保険加入の徹底を直接要請し、6月に入って「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」も開設しました。

貴職の決定と要請にこたえて、日建連が4月25日の理事会で、1次下請け契約書に職種別労務単価を明示することや、実際の支払い状況を調査・公表することなどの施策をきめたのをはじめ、各業者団体もかつてなく積極的なとりくみを決めています。

そこで、これを機会に建設労働者の賃金水準改善と社会保険加入が現実のものとするべく下記の通り要請しますので、速やかに実効ある措置を講じてください。

### 記

#### 1. 新設計労務単価の完全収受に関して

あらためていうまでもなく、建設産業の生産の特徴は重層的な下請構造にあります。設計労務単価が引き上げられても、1次、2次、3次と下請を経るにしたがって労務費等が下請業者の諸経費に使われ、実際に賃金を受け取る末端の建設労働者の手取り賃金はいぜんとして変わらないという事態が想定されます。

日建連が職種別労務単価を明示するとしているのも1次下請との契約書の段階にとどまっており、2次以下の業者の段階では貴職の要請が徹底されないおそれがあります。

- (1) 重層下請構造の末端の建設労働者が新設計労務単価相当の賃金を確実に得られるようにするために、1次下請と2次下請、2次下請と3次下請といった各下請

業者間の請負契約においても職種別労務単価を明示するよう、元請業者を指導してください。

(2) 建設労働者と下請け業者（とくに2次以下の業者）に対する啓蒙・啓発が重要です。

公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費（①「福利厚生費」＝事業主負担の社会保険料など＝や、②「現場作業経費」＝安全管理費、送迎費など＝）を含んだ金額と誤解されているのが実情なので、下請契約書においては、国交省の解説資料にも記載された「並列表示」（上段に設計労務単価（賃金のみ）、下段に労務単価プラス必要経費）を義務づけるように指導してください。

また、建設労働者向けの啓発資料を早急に作成してください。

## 2. 賃金の直接払い制度について

韓国においては、建設労働者の賃金に対する不当な中間搾取や不払いを根絶するため、元請業者が下請業者の労働者に対して賃金を直接払いする制度を創設したと聞き及んでいます。

不必要な重層下請の排除が実際にはすすんでいない現状に照らし、この先進例を参考にした制度創設を検討してください。

以上

敬具